

広島県公安委員会公告第 38 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年2月20日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

1 開催日程及び会場

(1) 初心者猟銃等講習会

番号	日 程	会 場	時 間
1	令和8年5月21日（木）	広島県警察本部 （大会議室） 広島市中区基町9番42号	（開場・受付） 午前8時30分 ～午前9時
2	令和8年11月25日（水）		
3	令和9年1月21日（木）		
4	令和9年3月16日（火）		
5	令和8年7月15日（水）	広島県立総合体育館 （小会議室） 広島市中区基町4番1号	（講習・考査） 午前9時 ～午後5時
6	令和8年9月23日（水・祝）		

(2) 経験者猟銃等講習会

番号	日 程	会 場	時 間
1	令和8年4月16日（木）	広島県警察本部 （大会議室） 広島市中区基町9番42号	（開場・受付） 午後0時30分 ～午後1時
2	令和8年5月27日（水）		
3	令和8年6月11日（木）		
4	令和8年9月17日（木）		
5	令和8年10月27日（火）		
6	令和8年12月22日（火）		
7	令和9年1月14日（木）		
8	令和9年2月18日（木）		
9	令和9年3月23日（火）		
10	令和8年7月20日（月・祝）	広島県立総合体育館 （小会議室） 広島市中区基町4番1号	（講 習） 午後1時 ～午後4時
11	令和8年8月27日（木）		
12	令和8年11月23日（月・祝）		
13	令和8年10月6日（火）	呉警察署 呉市西中央二丁目2番4号	
14	令和8年6月25日（木）	竹原警察署 竹原市中央一丁目1番13号	
15	令和9年1月28日（木）		
16	令和8年4月9日（木）	三次警察署 三次市十日市中二丁目6番6号	
17	令和8年7月23日（木）		
18	令和8年9月10日（木）		
19	令和8年12月15日（火）		
20	令和9年2月4日（木）		

21	令和8年4月21日(火)	広島県東部運転免許センター 福山市瀬戸町山北54番地2	
22	令和8年6月4日(木)		
23	令和8年8月18日(火)		
24	令和8年10月15日(木)		
25	令和8年12月10日(木)		
26	令和9年3月2日(火)		

2 講習会の内容及び時間

講習内容	講習時間	
	初心者	経験者
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	2時間
猟銃及び空気銃の使用・保管等の取扱い	2時間	1時間
考査等	2時間	
計	7時間	3時間

3 受講申込手続

(1) 申込期限

- ア 初心者猟銃等講習会 受講を希望する講習会の開催日20日前まで
- イ 経験者猟銃等講習会 受講を希望する講習会の開催日10日前まで

(2) 申込方法

- ア 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課の窓口での申込み
- イ e-Gov 電子申請

(3) 提出書類等

- ア 講習受講申込書 1通
- イ 写真(提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚
- ウ 手数料(現金)
 - (2)のアの申込みにあつては申込時に、(2)のイの申込みにあつては住所地を管轄する警察署からの指示に従い次に掲げる金額の手数料を納付すること。
 - (ア) 初心者猟銃等講習会 6,900円
 - (イ) 経験者猟銃等講習会 3,000円

4 注意事項

- (1) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書及び手数料は返還しない。
- (2) 感染症拡大防止、災害発生等の理由により、開催場所の変更又は開催を中止することがある。

5 講習会に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課(電話(082)228-0110(代)内線3031)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課